

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
業 務 名	鳥取地区保育事業
入札予定日	令和6年7月24日(水)
提出年月日	令和6年7月16日(火)
質問事項	回 答
<p>湯山地区と浜坂地区で、費目が「処分費」となっている「下刈り草処分」と「バイオマス売却費」は、いずれも処分費として計上で良いでしょうか。</p> <p>また、間接費の積算は、森林整備保全事業設計積算要領の「表6-3 処分費等の取扱い」の通りで良いですか。</p>	<p>「下刈り草処分」と「バイオマス売却費」は、費目を「処分費」としてはいますが、「下刈り草処分」は処分費、「バイオマス売却費」は処分費ではなく現場発生品として区分しています。</p> <p>間接費の積算は令和5年版治山林道必携（以下、必携）p18～53の通りであり、そのうち処分費及び現場発生品に係る積算は必携p22、23の森林整備保全事業設計積算要領に記載のある「表6-2 間接工事費等項目別対照表」及び「表6-3 処分費等の取扱い」の通り行っています。</p>